

(公 印 省 略)  
丹 子 支 第 58 号  
令 和 2 年 4 月 30 日

アフタースクール利用児童の保護者 様

丹波市長 谷口 進一

5月7日から31日のアフタースクールの実施について（お知らせ）

小学校の5月7日から31日までの臨時休業延長を受け、ご家庭で過ごすことが困難な児童や、保護者の方が仕事を休めない児童を対象に、アフタースクールについては現在の状態と同じ形で、利用できる児童や開所時間を限定して実施することとします。

●利用できる児童について

- ①アフタースクールの利用登録（通常・長期休業中のみ）がある児童で、保護者のほかに家庭で見守ることができる家族（祖父母や兄姉）等がない1～3年生の児童
- ②特別な支援等が必要なため、自宅で過ごすことが困難な4～6年生の児童

※開所時間は8時から17時までです。

延長保育（朝、夕方とも）は利用できる児童を限定している間は実施しません。

※児童にはお弁当、水筒、おやつなど、必要なものを持たせてください。（詳しくは指導員にご確認ください）

※利用されない方のアフタースクール利用料については、減額措置を検討中です。

（お問合せ）  
健康福祉部 子育て支援課  
TEL 88-5751

子どもの受け入れについて

- ・送迎は必ず保護者やおうちの方でお願いします。子どもだけで来たり、帰ったりはできません。
- ・家を出る前に必ず検温を行ってもらい、その体温と、のどの痛みや咳、鼻水の有無など、その日の子どもの体調を記入した「体調管理カード」を、受け入れ前に確認させていただきます。
- ・家を出る前の検温の結果、体温が 37.5 度以上の場合は受け入れできません。また 37 度前後の場合は受け入れのときに検温しますので、体温が 37.5 度以上になっていれば、受け入れできません。
- ・検温をしていなかったり、「体調管理カード」の記入内容から、体調を崩していると判断できたり、「体調管理カード」を持ってきていない場合は、受け入れできません。
- ・送迎場所や実施場所が、普段と違う場所に変更となっているかもしれませんので、ご注意ください。
- ・可能な限り、マスクを着用させてください。
- ・実施中に子どもが体調不良になった場合（体温が 37.5 度以上など）は、保護者の方のすぐ連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。

※地域で感染者が確認された場合は、その日から休所となるかもしれません。その際はご理解くださいますよう、お願いします。

※利用を希望されるご家庭は、下記の利用予定表を記入の上、5月1日（金）午後5時までに、提出用のみ切り離してアフタースクールに提出してください。

（FAXの場合、切り離さずに送付）

利用予定表が提出できない場合はアフタースクールの指導員に、提出期限までに必ず連絡してください。

..... 切り取り線 .....

アフタースクール利用予定表

児童名と学年		( 年生)	
日付	曜日	利用する ・しない	迎えに来られる方
7	木		
8	金		
11	月		
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
18	月		
19	火		

提出期限 5月1日（金） (5月分)

必ず期限内にご提出ください。			
日付	曜日	利用する ・しない	迎えに来られる方
20	水		
21	木		
22	金		
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		

※利用日の変更は、必ずアフタースクールへ連絡をお願いします。

※利用する日は○、利用しない日は×を、右欄には迎えに来られる方と続柄を記入してください。